

閲覧用

杉並区地域防災計画（平成21年修正）
素案概要

平成21年12月
杉並区防災会議

ご意見をお寄せください（区民等の意見提出手続）

杉並区地域防災計画の見直し等につきまして、「杉並区自治基本条例」に基づく区民等の意見提出手続により、皆様のご意見をうかがいます。

郵便、ファックスまたは閲覧場所に設置しました意見提出用紙により、ご意見をお寄せください。区公式ホームページの「電子掲示板」に、ご意見を書き込むこともできます。

なお、ご意見をお寄せいただく際には、お名前・ご住所（あわせて在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地）、事業者の方は事業所の名称・所在地・代表者氏名をお書き添えください。（公表はいたしません）

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する区の考え方は、平成22年2月に公表する予定です。

【閲覧場所】

防災課（区役所西棟6階）、区政資料室（区役所西棟2階）、
区民事務所・分室、駅前事務所、図書館でご覧いただけます。

- ◎ 意見募集期間 平成21年12月11日（金）～12月24日（木）
- ◎ 意見提出先 杉並区政策経営部危機管理室防災課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
FAX 03（3312）9402
- ◎ 電子メール bosai-k@city.suginami.lg.jp
- ◎ 区公式ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp/top.asp>
- ◎ 問い合わせ先 杉並区政策経営部危機管理室防災課
TEL 03（3312）2111（代表）

【修正にあたって】

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、杉並区防災会議が作成する計画であり、区の地域にかかる災害に関し、区及び防災関係機関が、その全機能を有効に発揮して、区民の協力のもとに災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

具体的には、区の地域にかかる防災に関し、区及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務を規定する総合的かつ基本的な計画であると同時に、その防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に結合する計画です。

災害対策基本法では、区防災会議は、必要と認めるときにこの計画を修正することとされています。

今回の修正は、区の地域防災計画（平成15年修正）を土台とし、杉並区防災会議専門委員会の報告及び東京都地域防災計画（平成19年修正）を踏まえ、検討を行いました。

検討にあたっては、「首都直下地震による東京の被害想定(平成18年5月、東京都公表)」に基づき、マグニチュード7.3の多摩直下地震を想定に「区民の人命の保護」「区民の生活の維持」「区政の維持」の3つの柱に対し課題を整理し、その対策を計画に反映することとしました。

なお、風水害編については、平成17年9月4日の水害を代表とする、杉並区の集中豪雨、浸水歴などの教訓を活かした内容を計画に盛り込み、震災編と分けて修正を行いました。

1. 計画の構成

今回修正の計画では、都の地震被害想定の変更による各防災関係機関の対策を反映した「震災編」と、平成17年9月4日の水害による教訓を踏まえ実施してきた対策を反映した「風水害編」を作成します。

図1の で囲まれた部分が「震災編」を、 で囲まれた部分が「風水害編」を表しており、両方に囲まれる部分については、共通で盛り込まれる項目を記載しています。

震災編	共通項目	風水害編
	総則	
<ul style="list-style-type: none"> ● 区の震災対策の方針 ・地震の被害想定 ・減災目標 	<ul style="list-style-type: none"> ● 区の防災計画方針 	<ul style="list-style-type: none"> ● 区の水害対策の方針 ・風水害の被害想定
	予防計画	
<ul style="list-style-type: none"> ● 震災に備えた計画 ・地震に強い都市づくり ・震災対策に係る地域防災力の向上 ・事業継続計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設・構造物等の安全化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 風水害に備えた計画 ・風水害に強い都市づくり ・風水害対策に係る地域防災力の向上
	応急計画	
<ul style="list-style-type: none"> ● 震災時の計画 ・震災応急対策活動体制 ・震災時の情報の収集と伝達 ・震災時の避難 ・外出者対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用 ・相互応援協力・派遣要請 ・消防・危険物対策 ・警備・交通規制 ・緊急輸送 ・救助・救急 ・医療救護 ・飲料水・食料等の供給 ・ごみ・し尿・がれき処理 ・遺体の取扱い ・応急住宅対策 ・ライフライン施設の対策 ・公的施設等の対策 ・応急教育等 ・応急生活対策 ・激甚災害の指定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 風水害時の計画 ・風水害応急対策活動体制 ・風水害時の情報の収集と伝達 ・風水害時の避難
<ul style="list-style-type: none"> ● 震災復興対策 ● 東海地震事前対策 		

図1 杉並区地域防災計画（平成21年修正）の体系

2. 計画の章立て

ここでは、体系に基づく「震災編」と「風水害編」の両編の各章立ての概要を示しています。

なお、「震災編」または「風水害編」の主な変更・追加事項は、「●」で示しています。

第1部 総則

○ 計画の方針（震災編・風水害編：第1章）

この計画は、杉並区防災会議が作成する計画であって、区の地域にかかる災害に関し、区及び防災関係機関が、区民の協力のもとに災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とします。

○ 防災関係機関業務大綱（震災編・風水害編：第2章）

杉並区及び杉並区の地域における防災関係機関が、防災に関して処理する業務について、とりまとめます。

○ 区・区民及び事業者の責務（震災編・風水害編：第3章）

区長は、区民の安全を確保し、災害を最小限にとどめるための、最大の努力を払うことに努め、区民及び事業者は、自らの生命は自らが守るという考え方と、自分たちのまちは自分たちで守るという考え方の下に、地域の防災力の向上に努めなければなりません。また、地域全体として区長、区民及び事業者は、その持てる能力を活かし、それぞれの役割を果たし、協働することにより、すべての区民が安心して暮らすことができる、安全で災害に強いまちづくりを推進するよう努めなければなりません。ここでは、これらの基本理念に基づく、区・区民および事業者の責務についてとりまとめます。

○ 区の概況（震災編・風水害編：第4章）

区の概況として、地勢、面積・人口、生活環境についてとりまとめます。

○ 計画の前提条件（震災編・風水害編：第5章）

●震災編

東京都の首都直下地震の被害想定（平成18年5月）に基づき、区の被害想定結果及び被害の特徴をとりまとめます。

被害想定 は、 減災目標に 使用した被害数	平成18年5月、東京都公表			
	前提条件	震源地 規模 季節 震度	東京多摩地域 M7.3 冬の早朝 午前5時頃 風速=6m/秒 6弱(100%)	東京多摩地域 M7.3 冬の夕方 午後18時頃 風速=15m/秒 6弱(100%)
	建物被害	全壊	2,204棟	2,204棟
	地震火災	出火件数 焼失面積 焼失棟数	20件 1.42km ² 5,826棟	35件 8.15km ² 33,464棟
	人的被害	死者 重傷 軽傷 死傷者計	76人(うち、建物被害65人、火災被害11人) 545人 4,777人 5,398人	375人(うち、建物被害34人、火災被害310人) 612人 2,956人 3,943人
	復旧見込 日数(※1)	上水道 下水道 ガス 電力 電話	16日 19日 被害なし 6日 14日	
	避難者(直後) 避難者(1日後) 避難者(ライフライン被害) 外出者(※2) 帰宅困難者(※3)			164,115人(A) 177,810人(B) B-A=13,695人 297,136人 56,586人

(※1) 東京都全体の被害想定。なお、ガスについては、「震度6強以上」の場合に供給停止となるが、多摩直下地震では供給停止とならない。

(※2) 発災時に通勤や買い物などで外出している人

(※3) 自宅が遠距離等より帰宅を断念した人+遠距離を徒歩で帰宅する人

●風水害編

平成17年9月4日の水害を代表とする、杉並区の集中豪雨、浸水歴などの実例を挙げ、区の水害の特徴をとりまとめます。

年月日	気象	降雨量mm		被害状況			主な被災地
		総雨量	時間最大	床上浸水	床下浸水	その他	
昭和56年10月23日	台風24号	194	38	51	105		堀ノ内・和田
昭和57年9月12日	台風18号	257	62	708	376		堀ノ内・和田
昭和60年7月14日	集中豪雨	75	73	124	176		堀ノ内・和田
平成元年8月2日	集中豪雨	266	55	184	107		堀ノ内・和田
平成元年8月10日	集中豪雨	83	79	32	130		堀ノ内・和田
平成2年8月8日	集中豪雨	90	78	7	24		堀ノ内・和田
平成3年8月1日	集中豪雨	37	37	2	10		堀ノ内・和田
平成3年9月19日	台風18号	256	40	42	42		堀ノ内・和田
平成5年8月27日	台風11号	272	40	99	175		堀ノ内・和田
平成5年11月13日	集中豪雨	146	34		10		堀ノ内・和田
平成6年7月7日	集中豪雨	103	91	48	138		阿佐谷・高円寺
平成7年8月2日	集中豪雨	68	67		9		久我山・高井戸
平成7年9月16日	台風12号	144	13			倒木 19	
平成8年9月22日	台風17号	249	34	2	34	倒木 253	堀ノ内・和田
平成9年6月20日	台風7号	107	23			倒木 6	
平成10年9月16日	台風5号	190	34		4		堀ノ内・和田
平成11年7月21日	集中豪雨	71	65	107	45		阿佐谷・区内全域
平成11年8月14日	集中豪雨	165	39	6	4		堀ノ内・和田
平成11年8月29日	集中豪雨	57	46	17	1		阿佐谷
平成12年7月7日	台風3号	212	29		3	倒木 1	堀ノ内
平成13年7月18日	集中豪雨	57	57	17	28		阿佐谷
平成14年8月2日	集中豪雨	67	53	2	2		堀ノ内・和泉
平成15年6月25日	集中豪雨	61	47	6	16		荻窪
平成15年10月13日	集中豪雨	64	62	1	16		荻窪
平成16年10月9日	台風22号	278	55	9	45		和田・荻窪
平成17年8月15日	集中豪雨	99	92	14	13	6(土間上)	上荻・荻窪
平成17年9月4日	集中豪雨	258	112	1201	669	444(土間上)	善福寺・西荻北・上荻・南荻窪・荻窪・成田東・成田西・松ノ木・堀ノ内・和田・阿佐谷南・井草・上井草・永福外
平成18年8月12日	集中豪雨	36	36	4	1	2(土間上) 倒木 1	天沼、阿佐谷北、阿佐谷南
平成18年9月11日	集中豪雨	43	38	1		2(土間上)	久我山
平成18年10月6日	低気圧	166	12			倒木 1	今川
平成19年7月29日	集中豪雨	70	46	4	7	5(土間上)	荻窪、久我山、西荻北、善福寺
平成19年9月5～7日	台風9号	129	16			倒木 11	天沼、堀ノ内、西荻北、高井戸東、清水、大宮、阿佐谷北、成田西、梅里
平成19年10月27日	台風20号	106	13			倒木 3	久我山、浜田山

○ 減災目標（震災編：第6章）

●震災編

「死者の半減」「避難者の減」「外出者の早期帰宅」を減災目標として定め、10年以内の達成をめざし、区民、都、事業者と協力して対策を推進していきます。死者の半減や、住宅の倒壊や火災による避難者の3割減といった目標を達成するため、建物の耐震化や木造住宅密集地域の不燃化などの対策を実施します。また、外出者の発災後4日以内の帰宅をめざし、帰宅支援策を充実強化します。

目標1 死者の半減

1-1 住宅の倒壊による死者の半減

○多摩直下地震M7.3、朝5時、風速6m/秒のケースで、住宅倒壊や家具類の転倒等を原因とする死者約70人を約30人に半減する。

<主な対策>

- 住宅の耐震化率の向上（90%）
- 家具類の転倒防止対策実施率の向上（60%）
- 救出・救護体制の強化
- 地域防災力の向上

1-2 火災による死者の半減

○多摩直下地震M7.3、夕方18時、風速15m/秒のケースで、火災を原因とする死者約300人を約150人に半減する。

<主な対策>

- 住宅、建築物の不燃化
- 消防力の充実、強化
- 防災訓練等による区民や事業所の初期消火能力の強化
- 救出・救護体制の強化（再掲）

目標2 避難者の減

2-1 住宅の倒壊や火災による避難者を3割減

○多摩直下地震M7.3、夕方18時のケースで、住宅倒壊や火災による避難者約16万人を3割減の約11万人にする。

<主な対策>

- 住宅の耐震化率の向上（90%）（再掲）
- 住宅、建築物の不燃化（再掲）
- 消防力の充実、強化（再掲）
- 防災訓練等による区民や事業所の初期消火能力の強化（再掲）

2-2 ライフライン被害等による避難者を7日以内に帰宅

○多摩直下地震M7.3、夕方18時のケースで、ライフライン被害等による避難者約1万4千人を発災後7日以内に帰宅できるようにする。

<主な対策>

- 7日以内に応急危険度判定を完了
- エレベーターの「1ビル1台の復旧」ルールの普及啓発

目標3 外出者の早期帰宅

3-1 外出者を4日以内に帰宅

○多摩直下地震M7.3、夕方18時のケースで、外出者約30万人のうち、事業継続のための従事者を除き、全員が発災後4日以内に帰宅できるようにする。

<主な対策>

- 帰宅の円滑化の支援
 - ・帰宅困難者等への情報・備蓄品の提供
 - ・駅周辺の混乱防止
 - ・代替交通機関の検討
- 一斉帰宅の抑制（帰宅者数の低減）

第2部 震災(風水害)予防計画

○ 地震(風水害)に強い都市づくり (震災編・風水害編：第1章)

杉並区には、災害危険度の高い地域が複数存在しており、安全で災害に強い「防災都市づくり」が重要な課題となっています。そのため、都の「防災都市づくり推進計画」と整合を図りながら、安心して住める、逃げないですむ安全な都市づくりの実現に向け、積極的に事業を推進していきます。しかし、施策を進めるには、区民の合意形成が不可欠であり、まちづくりに対する状況を見据えながら、危険度の高い地区から順次、全面改造型や修復改造型など地区特性を踏まえた手法で継続的に防災都市づくりを推進していく必要があります。ここでは、防災都市づくりをはじめとして、施設等の整備、防災活動広場の確保等の施策を取り上げます。

●震災編

地震に強いまちづくりの推進対策として、防火地域の指定、新たな防火規制区域の指定、民間建築物の耐震改修促進など拡充された耐震化支援対策の内容を新規追加します。

●風水害編

水害に強いまちづくりの推進対策として、水防基地の設置の推進、建物敷地での雨水流出抑制対策、水害に強い建物づくりの推進などを新規追加します。

○ 施設・構造物等の安全化 (震災編・風水害編：第2章)

災害により、上・下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設や、道路、鉄道等の交通施設が被害を受けると、都市機能そのものが麻痺し、住民の生活に大きな支障が出るとともに、円滑な災害応急対策活動を阻害する要因ともなります。また、窓ガラス・看板等の落下物やがけ・擁壁の崩壊は、人命を奪い、道路交通に障害をもたらす可能性があります。さらに、有毒物・危険物等の保管施設については、漏えいによる人体被害や、出火拡大等の危険があります。そこで、これら施設や構造物等の安全化を図り、地震等による被害を軽減するための対策をとりあげます。

●震災編

高齢者や障害者の方のいる世帯を対象に補助を行い、家具類の転倒・落下防止器具の取付け事業を推進します。また、エレベーターの閉じ込め防止対策として、区有施設のエレベーターの閉じ込め防止装置の設置に努めます。併せて、民間のビルやマンションについても、「1ビル1台の復旧」ルールを普及啓発し、早期復旧体制を構築していきます。

○ 地域防災力の向上（震災編・風水害編：第3章）

災害による被害を最小限にとどめるためには、区民や防災市民組織等の自主的な防災活動が何よりも重要です。いざという時、自主的な防災活動が機敏に行われるためには、区民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識に立って、普段から、地震に対する正しい知識や技術を習得するとともに、地域が一体となり、防災力の向上に向けた取り組みを進めていくことが必要です。そこで、「地域防災力向上」のための方策として、防災組織等の育成、防災意識の高揚等の施策をとりまとめます。

●震災編

災害時用援護者対策として、地域福祉関係者やボランティアとの連携、「地域のたすけあいネットワーク」の拡充などの取り組みを強化するとともに。避難生活における支援として、震災救援所運営連絡会との連携強化、災害時要援護者用備蓄品の整備、第二次救援所及び福祉救援所の考え方や振り分け基準の整理を行います。

○ 事業継続計画の策定（震災編：第4章）

●震災編

災害時においても区が行うべき優先業務をあらかじめ選定し、限られた人員・資源のもとに事業を継続または早期に再開・開始させるための対策を定めたものとして、業務継続計画（※）を策定します。また、地域社会の復興に向け、事業所における事業継続計画の整備へ向けた働きかけを行います。

（※）民間企業の場合は、事業の継続が最優先事項の1つであることに対して、官公庁の場合は、重要な業務の中断防止が目的であることから、「業務継続計画」という呼称を用いることとしています。

第3部 震災(風水害)応急対策計画

○ 震災(風水害)応急対策活動体制(震災編・風水害編：第1章)

杉並区の地域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、区及び防災関係機関は、相互に密接な協力体制を敷き、災害対策本部を設置するなど、災害の拡大防止又は救援救護活動が的確かつ迅速に実施できるような態勢を確立する必要があります。ここでは、これらの応急対策活動に伴う各防災関係機関の活動体制について必要な事項を定めます。

●風水害編

活動態勢について、都市型災害に対応する緊急組織態勢、災対本部(水害対応)救援本部の被害調査班を新規追加します。

○ 情報の収集・伝達(震災編・風水害編：第2章)

災害が発生した場合は、各防災関係機関が緊密に連携して被害状況を把握し、的確な応急対策を実施しなければなりません。その基本となるのは迅速な情報の収集であり伝達です。ここでは、災害時における各防災関係機関の情報連絡体制、被害状況の報告、広報・広聴等について定めます。

●震災編

緊急地震速報の情報利用の推進について新規追加します。

●風水害編

情報連絡体制、情報の収集・伝達について、水害情報システム、都市型災害に対応する緊急組織の情報収集について新規追加します。

○ 災害救助法の適用(震災編・風水害編：第3章)

災害の飲料水、食料、医療等の応急的、一時的救助の実施や、それらによる被災者の生活と社会秩序の保全についての災害救助法の適用についてとりまとめます。

○ 相互応援協力・派遣要請(震災編・風水害編：第4章)

災害が発生した場合、区及び各防災関係機関はあらかじめ定めてある所掌事務又は業務に従って応急対策を実施しますが、必要に応じて他の機関に協力を求めるなどして、災害対策に万全を期さなければなりません。特に被害が大規模な場合は、防災関係機関のみでは対応が困難であり、被災していない他の自治体や民間等の協力を得て防災対策を実施する必要があります。ここでは、これら相互応援協力体制及び自衛隊の災害派遣について必要な事項を定めます。

○ 消防・危険物対策（震災編・風水害編：第5章）

火災及び有毒ガス等の漏えいなどの災害を最小限に食い止めるため、災害時における消防機関及び危険物施設の管理機関等の活動体制や応急活動など応急対策の確立が必要です。ここでは、災害時における消防及び危険物等の対策について明らかにします。

○ 避難（震災編・風水害編：第6章）

災害時には、堤防の決壊による洪水やがけ崩れ、延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出現するものと予想されます。このため、避難に際しては、可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に万全を期するものとします。ここでは、避難場所等の整備、避難態勢及び震災救護所の設置・運営について明らかにします。

●震災編

福祉救護所の設置等、災害時要援護者への配慮事項について新規追加します。

●風水害編

休日・夜間において、都市型災害に対応するための避難所開設を新規追加します。

○ 警備・交通規制（震災編・風水害編：第7章）

災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、様々な社会的混乱及び道路交通の混乱の発生が予測されます。このため、住民の生命・身体・財産の保護及び鶴首の犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安の万全を期することが必要です。ここでは、警察署による警備、交通規制等について明らかにします。

○ 緊急輸送（震災編・風水害編：第8章）

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策の基幹となるものであり、輸送手段の確保と搬送体制の確立が図られなくてはなりません。ここでは、輸送車両の調達、輸送拠点の確保及び道路障害物の除去について明らかにします。

○ 救助・救急（震災編・風水害編：第9章）

消防署、警察署の、消防活動、警備活動方針や、区医療救護部、医師会、病院等の医療機関と密接な連携、傷病者の救助活動や搬送活動に備えるための救助・救急活動についてとりまとめます。

○ 医療救護（震災編・風水害編：第10章）

災害時、特に震災の場合には、家屋の倒壊、窓ガラスの落下、火災等により、多数の負傷者が発生することが予想されます。これら負傷者に対する医療救護活動は、直接人命を左右するものであり、迅速な対応が要求されます。このため、区は、各防災関係機関と連絡を密にし、負傷者等の救護に万全を期する必要があります。ここでは、医療救護班等の編成及び活動、医薬品や搬送態勢の整備、保健衛生等について、必要な事項を定めます。

○ 飲料水・食料等の供給（震災編・風水害編：第11章）

災害時、特に震災時における飲料水・食料品等の供給は、被災者の生命維持を図る上から極めて重要です。ここでは、飲料水、食料、生活必需品等の確保・供給について明らかにします。

○ 外出者対策（震災編：第12章）

地震の発生により交通機能が停止した場合、自力で帰宅することが困難な通勤・通学・買い物客等が多数発生し、大きな社会的混乱が予想されます。これらの帰宅困難者の多くは、都心方面から徒歩で幹線道路沿いに帰宅すると考えられるため、区内の帰宅困難者に加え、区内を通過する徒歩帰宅者への対応が必要となります。ここでは、帰宅困難者の考え方、外出者への対策についてとりまとめます。

●震災編

○帰宅の円滑化の支援

帰宅支援ステーション（都立学校、コンビニ等）との連携や区の施設を利用した帰宅困難者への情報提供の充実を図るほか、一時休憩施設の確保や震災救護所における備蓄など帰宅困難者だけでなく通過者を念頭においた対策も進めていきます。

また、駅周辺における混乱防止対策や代替交通機関の確保について検討を行います。

○一斉帰宅の抑制（帰宅者数の低減）

「むやみに移動を開始しない」という基本原則の普及啓発を行うとともに、区内外の被害情報・安否確認情報の提供を行うための仕組みを整備します。

また、事業所や私立学校等に対し、地震発生直後の混雑時の帰宅抑制、備蓄推進の働きかけを行います。

○ ごみ・し尿・がれき処理（震災編：第13章、風水害編：第12章）

災害時には、家屋の倒壊、火災、洪水等により、大量のごみやがれきの排出が予想されます。このため、これらのごみ、し尿、がれき等を迅速に処理し、被災地の環境衛生の保全を図る必要があります。ここでは、ごみ、し尿、がれき等の処理について、必要な事項を定めます。

○ 遺体の取扱い（震災編：第14章、風水害編：第13章）

災害の発生により、行方不明者や死亡者が発生したときは、遺体の捜索、処理、火葬の各段階において、区及び防災関係機関は相互に連絡し、迅速に処理し、人心の安定を図ることが必要です。災害救助法が適用された場合、区は都の補助機関として、防災関係機関の協力のもとに遺体の捜索、処理及び火葬を実施します。ここでは、遺体の捜索・火葬等について、必要な事項を定めます。

○ 応急住宅対策（震災編：第15章、風水害編：第14章）

応急住宅の確保は、災害時における最重要課題の一つです。ここでは、住居を滅失した被災者に対して、応急住宅の建設や被災住居の応急修理を行うために必要な事項について明らかにします。

○ ライフライン施設の応急・復旧対策（震災編：第16章、風水害編：第15章）

上下水道、電気、ガス、通信のようなライフライン施設は、都市化の進展と共に益々高度化、複合化されており、各施設の相互依存の関係も著しく高まっています。災害時に、これらライフライン施設の一部が被災した場合、都市機能そのものの麻痺につながり、区民生活への影響は極めて大きくなります。このため、これらライフライン施設において、それぞれ活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら、応急・復旧対策、危険防止のための広報活動等を実施しなければなりません。ここでは、これらライフライン施設の応急・復旧対策について必要な事項を定めます。

○ 公共施設等の応急・復旧対策（震災編：第17章、風水害編：第16章）

道路、橋りょう、河川及び区有施設等の公共公益施設が、災害により被災した場合には、救援救護活動等に重大な支障を及ぼす恐れがあります。このことから、これらの公共施設等が被災し、又は被災する恐れがあるときは、速やかに応急措置を講じ、円滑な応急対策活動が実施できるよう努めなければなりません。ここでは、これらの施設のほか文化財施設の応急対策についても明らかにします。

○ 応急教育等（震災編：第18章、風水害編：第17章）

災害時における区立幼稚園、小・中学校、特別支援学校の園児、児童・生徒の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、学校等における災害予防、応急対策等について万全を期する必要があります。このため、学校等は、区教育委員会が策定した区立学校等防災体制基本方針及び杉並区立学校標準マニュアルに基づき、応急教育に関する計画を作成するものとします。ここでは、これら応急教育について基本方針及びマニュアルに基づき必要な事項を定めます。

○ 応急生活対策（震災編：第19章、風水害編：第18章）

災害時には、多くの区民が負傷したり、家や家財等を喪失し、また電気、ガスあるいは電話の途絶等により、かなりの混乱状態に陥ることが考えられます。これらの混乱を速やかにおさめ、人心の安定と社会秩序の回復を図るため、区をはじめ防災関係機関は、連携、協力して民生安定のための緊急措置を講じます。ここでは、被災者の生活確保、中小企業への融資、義援金品の配付等について、各施策を述べます。

○ 激甚災害の指定（震災編：第20章、風水害編：第19章）

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と被災者に対する特別の財政措置を施しています。区の地域に、大規模な災害が発生した場合、区としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、激甚法による助成援助等を受けることが必要です。ここでは、激甚法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続について定めます。

第4部 震災復興計画（震災編のみ）

第1章 復興の基本的考え方

阪神・淡路大震災の経験に照らしても、震災後の「市街地（都市）及び生活の再建」には、長い期間を要するほか、大規模で広範な実務が必要になります。復興対策を円滑に実施するためには、震災前から、復興に関する基本的な考え方や具体的な復興の進め方、復興体制等について十分な準備をしておかなければなりません。杉並区では、震災復興の道筋を示す総合的なマニュアルとして、平成16年3月に「杉並区震災復興マニュアル」を策定しています。ここでは、マニュアルに掲げた復興の基本的考え方について示します。

第2章 震災復興計画の策定

震災後の復興は、行政のあらゆる分野にわたるとともに、その多くが長期間に及ぶ事業となるため、復興諸施策は、総合的かつ長期的な計画に基づいて実施していく必要があります。ここでは、杉並区が実施する震災復興計画策定スケジュールについて示します。

第5部 東海地震事前対策（震災編のみ）

第1章 対策の考え方

東海地震事前対策は、東海地震に関する予知情報が発表された場合に、区及び防災関係機関が一体となって、地震被害の発生防止又は被害の軽減を図ろうとするものです。東海地震が発生した場合に震度5程度と予想されている杉並区の地域は「強化地域」として指定されていないため、区は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定等は義務付けられていません。しかし、震度5程度であっても、警戒宣言発令に伴う社会的混乱や地震発生後の局地的な被害の発生が懸念されることから、ここでは、「東海地震事前対策」の考え方を示します。

第2章 業務大綱

杉並区及び区の地域における防災関係機関が、防災に関して処理する事務又は業務について示します。

第3章 事前の備え

地震予知を前提とした東海地震に対応するためには、区民の意識とその活動のあり方が最大の課題となります。ここでは、区民が東海地震を正しく受けとめ、これに対する的確な行動がとれるように、区及び防災関係機関が実施する広報及び教育活動や、消防署等が行なう事業所に対する消防計画等の作成指導などの事前の備えについて明らかにします。

第4章 東海地震観測情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

東海地震観測情報及び注意情報は、観測データの変化に伴い、段階的に気象庁から発表されます。ここでは、これらの情報に応じて実施すべき対応措置について定めます。

第5章 警戒宣言時の対応措置

東海地震が発生すると認められた場合には、東海地震予知情報が発表され、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発するとともに、強化地域における県知事等に対して地震防災応急対策を実施すべき旨を通知します。区においても、警戒宣言に伴う社会的混乱の防止及び被害の発生防止を図るため、的確な対応措置を講ずる必要があります。ここでは、警戒宣言が発せられた時から地震が発生するまで、又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間にとるべき対応措置について定めます。